第三節　地方機関

第一款　管区警察局

第百三十一条～第百五十七条　［略］

第二款　東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部

第百五十八条～第百六十七条　［略］

第三章　地方警務官の階級別定員

第百六十八条　［略］

附　則

［1～3　略］

4　東京オリンピック・パラリンピック交通対策室は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

5　東京オリンピック・パラリンピック警備対策室は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、平成三十年四月一日から施行する。

○内閣府令第十五号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第五章の規定及び個人情報保護委員会事務局組織令（平成二十七年政令第四百三十四号）を実施するため、個人情報保護委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

個人情報保護委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

個人情報保護委員会事務局組織規則（平成二十七年内閣府令第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（企画官） **第二条**　個人情報保護委員会の事務局に、企画官七人を置く。 2　［略］	（企画官） **第二条**　個人情報保護委員会の事務局に、企画官六人を置く。 2　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、平成三十年四月一日から施行する。

第三節　地方機関

第一款　管区警察局

第百二十八条～第百五十四条　［同上］

［三条ずつ繰り下げる。］

第二款　東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部

第百五十五条～第百六十四条　［同上］

［三条ずつ繰り下げる。］

第三章　地方警務官の階級別定員

第百六十五条　［同上］

附　則

［1～3　同上］

［項を加える。］

4　平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

○内閣府令第十六号

金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）及び金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）並びに公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）及び公認会計士・監査審査会令（平成十二年政令第二百六十五号）を実施するため、金融庁組織規則及び公認会計士・監査審査会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

金融庁組織規則及び公認会計士・監査審査会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

（金融庁組織規則の一部改正）

第一条　金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（リスク管理検査室等及び検査企画官等） **第七条**　総務課に、リスク管理検査室及び情報・分析室並びに検査企画官一人、研修指導官一人、研修相談官一人、資料情報調査官二人、情報分析官一人、主任統括検査官九人（うち一人は、関係ある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括検査官六人以内、特別検査官三十二人以内、主任専門検査官一人、専門検査官四十四人以内及び金融証券検査官三百八十五人以内を置く。 ［2～16　略］ （監督企画官等） **第八条の二**　銀行第一課に、監督企画官一人、統括モニタリング管理官一人、銀行監督専門官一人及び銀行業務危機管理専門官一人を置く。 2　監督企画官は、命を受けて、銀行第一課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に関する事務に従事する。 ［3～5　略］ （総括調整官等） **第十八条**　委員会の事務局に、総括調整官一人、主任情報技術専門官一人、情報技術専門官三人、主任証券取引審査官五人以内、証券取引審査官五十一人以内、インターネット審査官七人以内、主任国際専門審査官一人、国際専門審査官四人、統括検査官	（リスク管理検査室等及び検査企画官等） **第七条**　総務課に、リスク管理検査室及び情報・分析室並びに検査企画官一人、研修指導官一人、研修相談官一人、資料情報調査官二人、情報分析官一人、主任統括検査官九人（うち一人は、関係ある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括検査官六人以内、特別検査官三十二人以内、主任専門検査官一人、専門検査官四十四人以内及び金融証券検査官三百八十四人以内を置く。 ［2～16　同上］ （企画官等） **第八条の二**　銀行第一課に、企画官一人、統括モニタリング管理官一人、銀行監督専門官一人及び銀行業務危機管理専門官一人を置く。 2　企画官は、命を受けて、銀行第一課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に関する事務に従事する。 ［3～5　同上］ （総括調整官等） **第十八条**　委員会の事務局に、総括調整官一人、主任情報技術専門官一人、情報技術専門官三人、主任証券取引審査官五人以内、証券取引審査官四十八人以内、インターネット審査官七人以内、主任国際専門審査官一人、国際専門審査官四人、統括検査官